

幸寿苑（短期入所生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人柳愛会が設置経営する指定短期入所生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本の方針）

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画書を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 幸寿苑
- 2 所在地 いわき市平上平窪字原田13番地の1

（利用定員）

第5条 利用定員を20名とする。ただし、介護老人福祉施設の入所者の入院又は外泊の期間中、当該入所者の同意により、そのベッドを短期入所生活介護のため、活用できるものとする。

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名
医師は、回診等を行うことにより利用者の健康状況を把握し、主治医及び協力医療機関での医療等サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 三 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサ

サービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、指定居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

四 看護職員 4名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の心身の状況等を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

五 介護職員 31名以上

介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

六 管理栄養士 1名以上

栄養士は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要かつ十分な栄養量等の食事提供を行う。

七 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

八 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画等を行う。

九 調理員その他の職員

調理員6名以上、事務職員2名以上、宿直代行員3名

(営業日及び営業時間)

第7条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休とする。
- 2 営業時間 全日営業とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、平成11年厚生省令第37号「指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第9章第4節第130条から第135条までの定める基準を踏まえ実施する。

(指定短期入所生活介護の利用料等)

第9条 本事業所が提供する指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次の各号に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

- 一 法定代理受領分(利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額)
 - 二 法定代理受領分以外の償還払いに係る利用料
 - 三 食費(別表1)
 - 四 滞在費(別表1)
 - 五 理美容料代(実費)
 - 六 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)(実費)
 - 七 レクリエーション費(クラブ活動等)(実費)
 - 八 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
（通常の送迎の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、平、好間、内郷、小川の区域とする。

（サービスの提供記録の記載）

第 11 条 短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面にて記載する。

2 利用者に対する短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存しなければならないものとする。

（秘密保持）

第 12 条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第 13 条 提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（衛生管理）

第 14 条 指定短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応方法）

第 15 条 指定短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第 16 条 指定短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難などの指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 17 条 サービス利用にあたって、利用者が留意すべき事項は、別紙利用案内書のとおりとする。

（ハラスメント対策に関する措置）

第 18 条 適切な介護を提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた物により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 19 条 事業所は、虐待防止の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第20条 本事業所は、職員等の質の向上を図るための研修の機会を随時設け、業務体制を整備する。

- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを掲示する。
- 3 本事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録帳簿を整備する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月12日から施行する。

附則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この附則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この附則は、令和3年4月1日から施行する。